

## 平成26年8月 全員協議会

平成26年8月20日（水曜日）

宮本 しづえ 議員（日本共産党）



### ※ [全員協議会について](#) [東京電力説明資料](#)

宮本しづえ議員

日本共産党の宮本しづえである。

原発事故から3年5カ月が経過したが、今なお12万人を超す県民が県内外に避難生活を余儀なくされ、先の見えない不安な状況に置かれている。

事故を起こした東京電力（株）と原発政策を推進した国に責任ある対応を求めているにもかかわらず、東京電力（株）は今なお事故を人災とは認めようとしめない。また、国も安全神話を振りまき東京電力（株）に必要な安全対策をとらせてこなかった政策の不備を認めようとしめないばかりか、世界一安全な基準などと新たな安全神話をつくり原発再稼働を推進しようとしている実態に、県民の怒りと憤りはますます拡大する現状にある。

そこで、初めに事故の責任について聞く。

事故から3年5カ月が経過した現在の被害状況と責任について、東京電力（株）はどのような認識を持っているか。

東京電力（株）代表執行役社長

冒頭述べたが、3年半近くたっても、たくさんの方々に大変な迷惑、心配、不便をかけていることは本当に申しわけなく思う。このため、しっかり福島第一原発を安定化して心配をかけないようにすること、賠償をしっかりすること、ふるさどに戻れるよう、また、戻った後にも生活ができるよう、除染や復興活動に精いっぱい責任を果たしていく。

宮本しづえ議員

東京電力（株）の安全対策の不備が事故を深刻にしたとして、東京電力（株）の経営者に対し、検察が不起訴としたものを検察審査会が「起訴相当」と判断したことは、責任の明確化を求める国民の声に応えたものとして重要である。

責任を問うべき根拠としているのが津波対策である。東京電力（株）は、15mを超す津波襲来の可能性を承知しつつ対策をとらなかったのではないかという指摘について、どのように受けとめているか。

東京電力（株）代表執行役社長

刑事訴追について検察審査会の判定が出たが、内容について私の立場からは発言を控える。

昨年3月末に原子力安全改革プランを発表した。そこでは、「仕方がなかった」ということではなく「防げる事故だった」という発想に立ち、今後やるべきことを明確にし、一人一人の安全に対する意識醸成から始めてさまざまな対策をとっているところである。

宮本しづえ議員

2002年の地震調査研究推進本部の長期評価において、30年以内にマグニチュード8クラスの地震が起きる確率が20%とされたのに対し、東京電力（株）は15.7mの津波が来る可能性があるとして試算していた。なぜこの時点で対策をとらなかったのか。

東京電力（株）代表執行役社長

社内の試算については事故調査報告書にも掲載しているが、あくまで1つの試算であり、現実に対応できなかったものと認識している。例えば、その時点で津波対策として16mの防潮堤を建てなければいけなかったのかといった発想になってしまうと、大きな時間と費用がかかり、確率論からも決断するのは難しい状態だったかもしれない。

今後はそのような形の対策だけでなく、仮に津波が防潮堤を越えてきたとしても、扉をする、ディーゼルエンジンのタービンをもう1つ準備しておく、それを高台に準備しておくなど、別な観点からのさまざまな対策が考えられる。しかし、これらは後知恵であり、当時どのようなことができたかについては難しい点であるが、あれだけの事故を起こした当事者としては反省すべき点がたくさんあるため、それらを今後に生かしていきたい。

宮本しづえ議員

要するに、そのような対策をとったら金がかかるため、利益を優先した結果、重大事故を招いたのではないか。この責任はどのように考えているのか。

東京電力（株）代表執行役社長

これだけの大変な事故を起こしたことについて、しっかり償わなければならないと考えている。一方、事故を防ぐことや二度と起こさないようにすることについては反省すべき点があって、一つ一つを今後に生かしていきたい。

宮本しづえ議員

福島原発事故の深刻な被害実態を踏まえ、福井地裁は大飯原発再稼働差しとめ判決を出した。東京電力（株）は事故の当事者としてこの判決をどう受けとめ、どのような教訓を引き出したのか。

東京電力（株）代表執行役社長

福井地裁の件は関西電力（株）のプラントの件であるため、我々が述べる立場にない。ただ、繰り返しとなるが、我々はあれだけの事故を起こした当事者であり、原因者である。学ぶべき点も多くある。事故の解明を含めて検証し、今後に生かしていきたい。

宮本しづえ議員

その具体化が試されるわけだが、福島第二原発の廃炉及び柏崎刈羽原発の再稼働について聞く。

東京電力（株）も国も、今もって福島第二原発の廃炉を明言していない。県議会を初め県内市町村長、議長会も全て県内原発全基廃炉を求めているのに、応えようとしないのはなぜなのか。いずれ再稼働させたいと考えているのではないか。

東京電力（株）代表執行役社長

福島第二原発の廃炉については何度も質問を受けており、福島県議会の廃炉の決議や県内59市町村の決議は十分認識している。一方で、原子力発電は国のエネルギー政策の根幹であり、そのような国策のもとで民間の事業者が運営してきた。そのようなことを総合的に判断する必要がある。現時点では再稼働するか廃炉にするかは決定できず、未定である。

宮本しづえ議員

今社長は、国が総合的に判断すると言った。

おととい国は、東京電力（株）が総合的に判断すべきと言った。国自身もみずから総合的に判断すべきと私は思うが、国から廃炉にするよう要請があれば応えるということか。

東京電力（株）代表執行役社長

さきの答弁が不十分で誤解を生んだかもしれないが、国が判断すべきとは述べていない。判断するのは我々である。その判断に当たって、国のエネルギー政策や福島県議会の決議などを総合的に判断し、結論を出したい。今の段階で判断できないため、現時点で未定としている。

宮本しづえ議員

今判断できない最も大きな理由は何か。

東京電力（株）代表執行役社長

堂々めぐりになるが、国のエネルギー政策により進めてきた。我々は電気事業者であり、電気を安定的に、できれば少しでも安く届けるという使命がある。どのような電源を使っていくかについては、いろいろな角度から考えていかなければならない。判断にはしばらく時間が欲しいということである。

宮本しづえ議員

福島県内の全基廃炉は直ちに判断すべきと述べておく。

柏崎刈羽原発再稼働も直ちに断念すべきと思うが、改めて見解を聞く。

東京電力（株）代表執行役社長

柏崎刈羽原発6、7号機について、新規制基準への適合審査を受けており、結果を待っている。基準に適合しているかしっかり判断したい。

宮本しづえ議員

事故収束作業の困難さが日々明らかになる中で、県民の声は再稼働どころではなく、汚染水対策を初め事故収束に最優先で取り組むべきというものである。

福島第一廃炉推進カンパニーは何人増員されたのか。現体制で十分対応できるのか。

東京電力（株）代表執行役社長

福島第一廃炉推進カンパニーは1,000人規模を維持しており、3年半近くにわたり対策をとってきた中で強化してきた。現在、ある意味ピークの作業が行われている。柏崎刈羽原発からも来ており、今後とも計画的に考えていくが、当社の他部門の土木や建築担当者のほか、タンクをつくる専門は火力発電所の担当者、水をとめるには水力発電所の技術者といったように、それぞれ得意分野があるので、総動員して汚染水処理や廃炉に向けた作業にさまざまな社内の知見を投入している。今のところそのような形で進めることは可能である。

宮本しづえ議員

それがうまくいっていないからさまざまな問題が起きている。

「再稼働よりも事故収束を」という県民の要求に真摯に応える意志はあるのか。

東京電力（株）代表執行役社長

福島第一原発の事故収束については汚染水対策等心配をかけてきたが、そのような心配をとにかく少なくすることが大きな使命である。それに向け、全社のあらゆるリソース（資源）を投入して対応していきたい。

宮本しづえ議員

県議会ではヨーロッパを訪問し、廃炉作業に取り組む原発などを調査してきた。どの調査地でも、福島第一原発における廃炉作業の困難さを懸念する声を聞いてきた。まさに人類未踏の事業に取り組まなければならないということである。廃炉措置等に関するロードマップに基づき作業が行われてきたが、現在の進捗状況をどう評価しているか。

東京電力（株）代表執行役社長

ロードマップにのっとり廃炉作業を進めている。うまくいっているものもあれば、汚染水タンクからの漏えいや大雨によって堰の水があふれるなど、ロードマップにない事象により対応に追われて心配をかけたものもある。対応が遅いという指摘は甘んじて受けるが、一つ一つ起こったことを何とか繰り返さないように対応してきたため、少しずつ安定的な方向に近づきつつあると思う。

ロードマップは第二段階に入り、使用済み燃料をプールから取り出し、その10年後に燃料デブリ（溶けて固まった燃料）に着手する。まだまだ長い時間を要し、現段階でうまくいっているかどうかを判断するのは時期尚早である。

これからまだまだ難しい問題も出てくると思うが、そのためにもしっかり労働者を確保し、少しでも安心して働いてもらえるような環境をつくっていかねばならないと考えている。

宮本しづえ議員

トレンチ（ケーブル等が通る坑道）内の高濃度汚染水を取り除く作業が思うように進んでいない。トレンチだけでなく、遮水壁も凍土方式にすることに疑問の声がある。この方式にしがみつくなければならぬのか。

東京電力（株）代表執行役社長

凍土壁は実験をクリアして工事が始まったので、大きく期待している。

目的は凍土壁をつくることではない。まずは中に入っている水をふやさないこと、トレンチ内の水を抜くことである。それにはタービン側の建屋と縁切りをしないといけない。突き抜けたままでは、抜いても抜いても水が入ってきてしまう。何とか縁切りをしてその水を取り、コンクリート等を充填してタービン建屋内だけに水を封じ込めるとともに、新たに入ってくる地下水バイパスやサブドレン（地下水をくみ上げ水位等の管理を行うために設置された装置）、凍土壁などさまざまな策を講じてシャットアウトしたい。どうやったら1日400t入ってくる水を少なくできるかということである。このままではタンクを永久につくり続けなければならないが、物理的に不可能である。まず何とか水を少なくするのが目的である。

宮本しづえ議員

土木学的に、鉄板で遮蔽する方法もあると聞く。それでも凍土壁というのはなぜなのか。

東京電力（株）代表執行役社長

私は事務方なので詳しくは答えられないが、難航しているトレンチなど建物から横に出ているものがたくさんある。そ

れらをどうにかして遮断しなければならないが、パイプも大小さまざまあり、なかなか凍らないと言われているトレンチは5m×5mの大きな開口部である。板や鉄板なども検討しているが、地面を凍らせて水をとめるというのは通常の土木工事でも行われている工法である。凍土壁を1つの有力な方法として採用していきたいということである。

宮本しづえ議員

サブドレンの地下水くみ上げについて聞く。

地下水バイパスよりむしろトリチウム濃度が高いと言われている。1,500Bq/l以下で放出すると言うが、漁業者の不安は大きい。この不安にどう応えるのか。

東京電力（株）代表執行役社長

地下水バイパスに比べ心配が大きいと聞いており、よく説明しなければならない。最終的に海に流すにしても、手順等についてよく説明し、意見をもらいながら進めていく。

宮本しづえ議員

汚染水対策そのものも難航をきわめている。当初から地下水の全体像を把握して抜本的対策を講じる必要があると指摘してきたが、東京電力（株）は敷地とその周辺の地質や地下水の状況がわかる資料を国や県に全て提出しているのか。

東京電力（株）原子力・立地本部長

敷地内の地下水の状況は、実際に井戸を掘った観測坑のデータ及び解析を組み合わせたもので、計算による予測である。その内容は国の汚染水対策委員会、原子力規制委員会にも提出している。皆様に説明する機会があれば提出している。

宮本しづえ議員

東京電力（株）が持っている資料を国や県に全て提出してもらい、総合的な判断ができるようにしてほしいということである。県の廃炉安全監視協議会も東京電力（株）からのデータ提供が不十分だと指摘し、十分な対策をとるのに困惑していると聞いている。そのようなことにきちんと応えているのか。

東京電力（株）原子力・立地本部長

地下水関連を中心に十分なデータが出されていないのであれば、提出した行為に不十分な点があったと即刻改め、我々の提案や対策に対して安心して考察できるよう十分なデータ提供に努める。欲しいデータが具体的に示されれば、情報の共有にためらうところはないので、何でも言ってほしい。

宮本しづえ議員

しっかり求めに応じてほしいと改めて述べておく。

福島第一原発3号機屋上の瓦れき撤去時における放射能飛散の問題については先ほどから議論されているとおりで、米から放射能が検出された原因はそれしかないと思う。農家に謝罪すべきと思うが、どうか。

東京電力（株）代表執行役社長

もとより、福島県で放射線といえば、事故由来のものに間違いはない。8月19日以前でも以降でも我々の責任であり、賠償しなければならないと考えている。指摘のとおり、おわびしなければならない。

宮本しづえ議員

そのような事実を知りながら、県民に知らせていなかったのがこの間の現状である。そのような姿勢が東京電力（株）や行政への不信を一層拡大することをしっかり認識願う。

同じことを繰り返さないため、1号機の瓦れき撤去に当たっては、しっかり飛散防止対策をとるべきである。カバーを取り外し、飛散防止剤をまくとのことだが、本当に大丈夫なのか。不十分ではないかと思うが、どうか。

東京電力（株）原子力・立地本部長

3号機の経験を踏まえ、飛散防止剤の濃度、散布のタイミングや頻度、カバーを外すタイミングについて慎重に手順を練っている。周辺でのモニタリングも行い、燃料を扱うオペレーションフロアやその周辺にもモニターをつけて、万が一対策が不十分な場合は速やかに検知し、直ちに作業をとめ、飛散しかかっている物の抑制のため散水などをして、それ以上の飛散を防げる対応をとっている。しかし、それでも十分ではないと考えており、万一対策に遺漏がある心配が生じれば、直ちに再考し、善処したい。

宮本しづえ議員

長期に及ぶ廃炉作業には熟練作業員の確保が必要だと考えるが、技術者の育成や継承にどのように取り組むのか。

東京電力（株）代表執行役社長

社員の問題と協力会社の問題があり、一様には述べられないが、社員についてはしっかり採用していきたい。

これまでは廃炉作業をするために当社に入社する人はいなかったと思うが、これからは廃炉が大きな仕事であり、使命である。このことは、ことし入社した380名の社員も既に理解している。来年はもう少したくさんの社員を採用したい。福島の事故に対する責任をしっかり意識づけし、技術も習得させ、これから長い年月を担ってもらえる社員を育成したい。

一方、協力会社はほかの工事とバッティングしており、東京オリンピックなどで作業員が足りなくなることもあるかもしれない。しかし、大切なのは働きやすい環境にすることである。協力会社は工事が終われば一旦手を離されるため、人材維持が困難になるが、次の工事が見通せれば人をつなぎとめておくことができる。したがって、できれば予報発注のような形で「次はこのような工事をやる」というようにしていきたい。

一時期、公平性やコストダウンのため入札を採用した時期があるが、入札にすると工事をとれるかとれないかわからず、よい面もあるが弊害もある。そのため、現在はできるだけ入札にせず随意契約にすることで、前もって知らせて作業員を確保してもらうなどしている。そのような形で長い道のりを乗り切っていきたい。

宮本しづえ議員

事故収束や廃炉作業において、事業者として国にどのような役割を望むか。

東京電力（株）代表執行役社長

一言では述べられないが、ロボットなどの研究開発、海外の知見を得ること、各種データの発表のほか、国としての太鼓判のようなものを宣言してほしい。

我々は事故後信頼を失っているため、我々の提言だけでは住民の心配が拭い去れない。国の専門家に入ってもらい、東京電力（株）のやり方や取り組みに太鼓判を押してもらえれば、安心につながるのではないかと期待している。

宮本しづえ議員

先ほど社長は4兆2,000億円の賠償をしたと報告した。誰に聞いてもわからないのだが、指針に基づき請求された総額

は幾らなのか。

東京電力（株）代表執行役社長

請求額はわからない。

4兆2,000億円については我々の独断で送金しているのではなく、送金行為のたびに同意をもらっている。

宮本しづえ議員

国に対し、賠償総額は5兆4,000億円と示したという発言があった。東京電力（株）は賠償の終期を独自に設定したのではないかと懸念するが、この金額の根拠は何か。

東京電力（株）代表執行役社長

現在の見積もりである。指針に基づき、最新のADR（裁判外紛争解決手続）や請求状況のほか、風評被害の状態や風評がどのくらい続くかなどを予測して算出している。それ以上は出せないという数字ではない。私の記憶では、この数字は4、5回は見直しており、だんだん大きくなっている。一つの過程であり、減ることはない。新たな損害や事象が出れば見直していく。

宮本しづえ議員

途中の数字だと受けとめる。

賠償がおくれているとの声があるが、その理由はどこにあるか。

東京電力（株）代表執行役社長

一般的におくれているのは間違いない。ケースによって、繰り返しのような定期的なものもあれば、新たに個別の事情を聞いて、現地に行って確認するものもある。

狙って時間をかけているのではなく、むしろ早く解決したいと考えている。できるだけ迅速にきめ細かくと考えているが、これらは裏腹になることもあるため、気をつけながらやっていきたい。

宮本しづえ議員

避難指示区域の違いによる賠償の差別が出てきて、大きな確執を生んでいる。

賠償指針は個別事情に対応するとしているが、避難指示が解除された地域において、個別事情により精神的損害に係る賠償が復活したものにはどのような事例があるか。

東京電力（株）福島復興本社福島原子力補償相談室長

具体例はすぐに答えられないが、例えば、ADRにおいて要介護の状況や避難回数などの事情を反映した和解案が出され、それらを受けているケースはある。

今後も個別事情を聞いて適切に対応したい。

宮本しづえ議員

避難指示のない地域に対する精神的損害はばらばらだが、基準はあるのか。

東京電力（株）福島復興本社福島原子力補償相談室長

避難指示区域外とのことだが、基本的には中間指針に基づき、自主的避難等対象区域については精神的損害がある。そのほか個別の事情があれば、適切に判断する。

類型的になっていないため基準は述べられないが、個別の事情については十分な審査をしたい。

宮本しづえ議員

ADRの和解案を尊重するとの立場だが、浪江町の和解案を拒否した理由を聞く。

東京電力（株）代表執行役社長

浪江町の町民であることが条件となれば、それは個別の事情とは言いがたい。何々町の方ということで賠償の判例が出ているわけではない。そのような区分で線引きすると、そうでない方との公平性が保てないため、個別の事情を聞かせてもらうことになっている。それらを聞いた上で判断する。

宮本しづえ議員

そもそもADRセンター（原子力損害賠償紛争解決センター）は個別事情に対応する機関である。その機関が出した和解案なのだから、個別の事情として対応すべきではないか。

東京電力（株）代表執行役社長

これから先方より個別の事情を聞くことになっており、それを聞いて判断していく。